

# 令和3年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

令和4年6月23日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所

## 第1 下請法の運用状況

### 1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供を期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者11,434名（製造委託等<sup>（注1）</sup>7,472名、役務委託等<sup>（注2）</sup>3,962名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者56,500名（製造委託等39,459名、役務委託等17,041名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	近 畿	全 国	近 畿
令和3年度		65,000	11,434	300,000	56,500
	製造委託等	37,280	7,472	169,318	39,459
	役務委託等	27,720	3,962	130,682	17,041
令和2年度		60,000	11,000	300,000	56,500
	製造委託等	36,128	7,309	196,879	41,131
	役務委託等	23,872	3,691	103,121	15,369
令和元年度		60,000	11,000	300,000	56,500
	製造委託等	35,810	7,270	200,190	42,217
	役務委託等	24,190	3,730	99,810	14,283

## 2 下請法違反被疑事件の処理状況

### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

#### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,405件（製造委託等1,085件、役務委託等320件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが1,393件（製造委託等1,077件、役務委託等316件）、下請事業者等からの申告によるものが12件（製造委託等8件、役務委託等4件）である。

## イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は1,402件（製造委託等1,083件、役務委託等319件）であり、いずれについても下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託）、指導が1,401件（製造委託等1,082件、役務委託等319件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2のとおりである。

措置件数の1,402件（前年度比0.4%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 <sup>(注)</sup>				処 理 件 数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官 からの 措置請求	計	措 置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	近畿	1,393	12	0	1,405	1	1,401	1,402	0	1,402
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	近畿	1,077	8	0	1,085	1	1,082	1,083	0	1,083
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	近畿	316	4	0	320	0	319	319	0	319
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	近畿	1,376	17	0	1,393	1	1,396	1,397	2	1,399
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	近畿	1,072	11	0	1,083	0	1,090	1,090	1	1,091
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	近畿	304	6	0	310	1	306	307	1	308
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	近畿	1,382	28	0	1,410	1	1,394	1,395	4	1,399
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	近畿	1,067	19	0	1,086	1	1,073	1,074	3	1,077
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	近畿	315	9	0	324	0	321	321	1	322

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況 (第3表参照)

ア 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で2,627件となっており、このうち、製造委託等に係るものが2,041件、役務委託等に係るものが586件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)は1,058件(類型別件数の合計の40.3%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが830件、役務委託等に係るものが228件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は1,569件(類型別件数の合計の59.7%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が885件(実体規定違反に係る類型別件数の合計の56.4%)、②下請代金の減額が266件(同17.0%)、③買ったたきが159件(同10.1%)等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は1,211件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が643件(製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の53.1%)、②下請代金の減額が212件(同17.5%)、③買ったたきが119件(同9.8%)等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は358件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が242件(役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の67.6%)、②下請代金の減額が54件(同15.1%)、③買ったたきが40件(同11.2%)等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反											合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置		小計
令和3年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	近畿	949	109	1,058	19	885	266	3	159	15	20	90	91	21	0	1,569	2,627
製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	近畿	749	81	830	17	643	212	3	119	9	19	86	85	18	0	1,211	2,041
役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	近畿	200	28	228	2	242	54	0	40	6	1	4	6	3	0	358	586
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	近畿	1,048	141	1,189	11	777	292	5	126	20	23	77	81	20	0	1,432	2,621
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	近畿	833	109	942	11	572	238	5	94	16	23	74	75	15	0	1,123	2,065
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	近畿	215	32	247	0	205	54	0	32	4	0	3	6	5	0	309	556
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
	近畿	1,068	132	1,200	5	515	200	0	143	12	21	67	72	111	0	1,146	2,346
製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	近畿	825	90	915	5	357	160	0	121	10	20	67	68	91	0	899	1,814
役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	近畿	243	42	285	0	158	40	0	22	2	1	0	4	20	0	247	532

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

### (3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和3年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者13名<sup>(注)</sup>から、下請事業者219名<sup>(注)</sup>に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1億1483万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者6名から、下請事業者63名に対し、8197万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年度	項目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額(原状回復額) <sup>(注)</sup>
		令和3年度	全国	65名
	近畿	6名	63名	8197万円
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	近畿	5名	96名	2億3083万円
令和元年度	全国	104名	4,087名	17億6191万円
	近畿	8名	691名	3827万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 受領拒否事件においては、親事業者1名から、下請事業者9名に対し、下請代金相当額にして2767万円分の商品が受領された(第5表参照)。

第5表 受領拒否事件における受領状況

年度	項目	受領した親事業者数	受領を受けた下請事業者数	受領の年度総額(原状回復額)
		令和3年度	全国	1名
	近畿	1名	9名	2767万円
令和2年度	全国	1名	1名	5万円
	近畿	—	—	—
令和元年度	全国	1名	1名	208万円
	近畿	—	—	—

ウ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者5名から、下請事業者135名に対し、420万円の遅延利息が支払われた（第6表参照）。

第6表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
	近畿	5名	135名	420万円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	近畿	5名	241名	2001万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	近畿	8名	207名	1913万円

エ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者1名から、下請事業者12名に対し、97万円の利益提供分の金銭が返還された（第7表参照）。

第7表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
	近畿	1名	12名	97万円
令和2年度	全国	10名	84名	5923万円
	近畿	—	—	—
令和元年度	全国	8名	229名	2556万円
	近畿	—	—	—

## 第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和3年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習

#### (1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

近畿事務所では、令和3年度に当該講習を8回実施した。

#### (2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

近畿事務所では、令和3年度に当該講習を5回実施した。

### 2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

近畿事務所では、令和3年度に1,376件の相談に対応した。

### 3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和3年度における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は25名である。

近畿事務所では、令和3年度において、7月以降に下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

### 4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に出講している。

近畿事務所では、令和3年度に事業者団体等へ6回の出講を実施した。

## 令和3年度における勧告事件（1件）

（株）イングに対する件（令和4年3月1日）	
親事業者	（株）イング（本社 神戸市）
事業内容	「INGNI」と称するブランドの婦人服の販売等
下請取引の内容	婦人服等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「物流費」 <sup>（注）</sup> の額（平成30年2月～平成31年4月） イ 「物流業務委託料」 <sup>（注）</sup> の額（令和元年7月～令和3年4月）
減額金額	下請事業者24名に対し、総額7094万8217円 【清算終了している者を除き勧告前に返還済み】

（注）自社の各店舗への配送等が不要なインターネット販売用の商品について、下請事業者に代わって商品を各店舗へ配送等するための費用として徴収した金銭のこと。

## 令和3年度における主な指導事件

### 1 書面の交付（第3条）

- 生活雑貨品のデザインの作成をフリーランス（個人事業主）の下請事業者に委託しているA社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

### 2 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 印刷加工を下請事業者に委託しているB社は、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 建築物の設計図面の作成を下請事業者に委託しているC社は、発注元からC社への入金を確認した後に支払う制度を採っていたため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

### 3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 工作機械の部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、「割引料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 電子部品の製造を下請事業者に委託しているE社は、「協力値引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

### 4 購入利用強制（第4条第1項第6号）

- 衣料品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、正当な理由がないにもかかわらず、自社が指定した伝票を購入させていた。

### 5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 工作機械の部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

### 6 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- ① スポーツ用品の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、自社の販売を促進するための費用を確保するため、「初売り協賛」と称して、一定額を提供させていた。
- ② 工作機械の部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、自社が所有している金型を貸与しているところ、長期間使用されない金型を無償で保管させていた。